

第2章

子どもの生活への手助け

<さまざまな福祉サービスなど>

障がいを持ったお子さんを家族で支えるだけでなく、福祉サービスを上手に取り入れて生活していきましょう。

また、地域生活支援協議会や専門部会についての紹介ページもあります。



三郷市 障がい福祉ガイドブック

障がいのある方やそのご家族向けに障がい福祉サービス等の概要については「三郷市障がい福祉ガイドブック」をご参照ください。三郷市ホームページ 障がい福祉課のページから見る事が出来ます。

<https://www.city.misato.lg.jp/soshiki/fukushi/shogaifukushi/6/893.html>

ほかにも、就労に関する情報を集めた「三郷市障がい者就労支援施設等事業所ガイドブック」も掲載されています。

<https://www.city.misato.lg.jp/soshiki/fukushi/shogaifukushi/6/920.html>



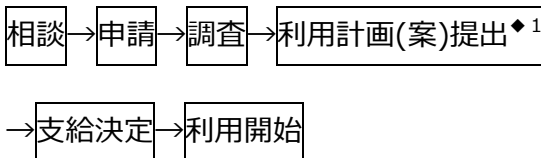
1. 児童発達支援

● 【児童発達支援って？】

障がいをお持ちの未就学児を対象とした通所訓練施設です。日常生活での基本的な動作の指導・集団生活での適応などを練習します。

【どうしたら通えるの？】

受給者証が必要です。まずは市役所に相談しましょう。流れは下記のようになります。



【申請方法は？】

障がい福祉課にて受給者証を申請後、各事業所にお問い合わせ下さい。

ご利用前は見学に行かれることをおすすめします。

【窓口】障がい福祉課 ☎048-048-930-7778

◆1 利用計画

(障害児支援利用計画)

相談支援事業所で作成してもらいます。相談や利用計画の費用はかかりません。

相談支援事業所
児童発達支援事業所
一覧は▶巻末の資料
ページをご覧ください

* 受給者証は1年に1回更新が必要になります。

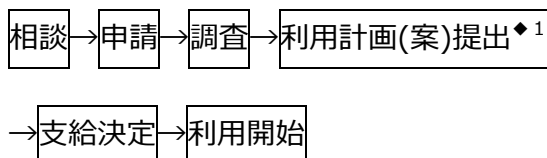
2. 放課後等デイサービス

● 放課後等デイサービスって何？

障がいのある学齢期の児童が学校の授業終了後や学校休業日に通う、療育機能、居場所機能を備えたサービスのことです。

【どうしたら通えるの？】

受給者証が必要です。まずは市役所に相談しましょう。流れは下記のようになります。



【申請方法は？】

障がい福祉課にて受給者証を申請後、各事業所にお問い合わせ下さい。

ご利用前は見学に行かれることをおすすめします。

【窓口】障がい福祉課 ☎048-048-930-7778

◆1 利用計画

(障害児支援利用計画)

相談支援事業所で作成してもらいます。相談や利用計画の費用はかかりません。

相談支援事業所一覧
放課後等デイサービス
事業所一覧は▶巻末
の資料ページをご覧ください

* 受給者証は1年に1回更新が必要になります。

児童発達支援・放課後等デイサービス Q&A

事業所の方にお答えいただきました

【児童発達支援・放課後等デイサービス 共通】

- ・ **送迎はしていますか？**
⇒事業所によって違います。お問合せ下さい。
- ・ **三郷市内の事業所しか利用はできないのですか？**
⇒他市の事業所も利用できますが、送迎地域などをご確認ください。
- ・ **送りを最後にしてほしいのですが、できますか？**
⇒利用する事業所にご相談ください。
- ・ **活動内容は事業所によって違いますか？**
⇒はいそうです。それぞれ特色があります。必ず事前に各事業所にお問合せください。

【児童発達支援】

- ・ **幼稚園や保育所に通っていますが、利用できますか？**
⇒利用できます。送迎に関しては各事業所へお問合せください
- ・ **しいのみ学園が終わったあと、他の事業所を利用することはできますか？**
⇒1日1か所と決まっていますので、できません。
- ・ **保護者の付き添いは必要ですか？**
⇒親子通所の事業所もあります。各事業所へお問合せください。

【放課後等デイサービス】

- ・ **児童発達支援で同じ事業所に3年通っていましたが、放課後等デイサービス※(以下、放デイ)でも同じ事業所に通えますよね？**

⇒市内の事業所はほとんど空きがありません。児童発達支援に通所しているから入学してもそのまま放デイへ移行できるかどうかは難しい状況です。事業所によっては高校3年生の卒業により空きが出来ます。

- ・ **放課後毎日、週に5日利用を考えています。**

⇒お子さんに合わせた利用日数が望ましいと思います。また、事業所の空き状況にもよりますので、希望に沿った利用が難しいこともあります。

- ・ **利用できる年齢は何歳までですか？**

⇒小学1年生から高校3年生までです。事業所によって違いがあります。

- ・ **宿題は見てもらえますか？**

⇒事業所によって違います。利用する際に、事業所側ができることと保護者やお子さんの希望をよく話し合ってください。

- ・ **長期休みの時は長く見てもらえるところ、学校がある日は別のところを利用したいのですが…**

⇒ほとんどの事業所が曜日固定となっています。2つの事業所とよく話し合いをしてみてください。お子さんにとって混乱が少ない利用方法をお勧めします。

放課後等デイサービス Q&A その2

【放課後等デイサービス】

- ・ **同じ事業所にお友達が通っています。都合が悪い時はお友達と曜日を交換してもいいですか？**

⇒保護者の間で曜日を交換することはできません。事業所へご相談ください。

- ・ **利用料金はひとつの事業所ごとに支払うのでしょうか？**

⇒決められた利用料金の範囲で何事業所でもご利用できます。世帯収入により、負担利用料金が違います。実費やおやつ代なども事業所によって違います。

また、2事業所以上ご利用になる場合には、「上限管理事業所」が必要になります。数か所の事業所をお使いのかたは上限管理事業所を保護者の方がお決めになり、事業所管理者にお伝えください。

- ・ **学校をお休みした日や不登校で長期欠席している場合、利用できますか？**

⇒事業所によって対応が違います。また、不登校のお子さんの場合、サービス等利用計画に支援内容の記載が必要です。

幼稚園や保育所を選ぶとき、特色や内容を考えてお子さんに合った場所を決められたと思います。放課後等デイサービスも、事業所によって内容や対応できることに違いがあるようですね。また、保護者が就労しているために通う学童保育とは違い、放デイはお子さんを中心の施設です。お子さんに無理のないような利用を心がけたいですね。



<専門部会紹介> 子育て支援部会

Q.おもにどんな活動をしていますか？

A.平成 24 年より、以下のような活動を行ってきました。

第 1 期 平成 24・25 年 ・保護者アンケート

第 2 期 平成 26・27 年 ・ヒアリング、活動報告会、交流会。

第 3 期 平成 28・29 年 ・子育てハンドブック「いっしょに歩こう」発行 ・子育ていっしょに歩こう講座全 5 回開催

第 4 期 平成 30 年・令和元年 ・ペアレント・トレーニング講座を 2 年連続で開催 交流会

第 5 期 令和 2・3 年 ・子育てハンドブック「いっしょに歩こう」改訂版発行 三郷市児童発達支援センターとの懇談会開催

第 6 期 令和 4・5 年 障がいのある子どもの性について全 2 回

Q.参加されているのはどんな方達ですか？

A.会議に出席しているのは、行政職員、障がい児童担当の相談員、児童発達支援や放課後等デイサービス事業所職員、教育関係、保護者などです。

今まで開催した勉強会などは、保護者・事業所関係・行政職員などたくさんの方が出席されています。

Q.子育て中の保護者に伝えたいことがありましたらお願いします

A.お子さんのいちばんの理解者はご家族です。お子さんの“今”を認めながら成長を見守って行けるといいですね。

そして、悩んだときはひとりで抱えずに、地域の相談機関・学校・幼稚園・保育所、行政機関、児童発達支援や放課後等デイサービス事業所などにいつでも相談してください。

3.行動援護

● 行動援護って？

危険を回避するために自己判断する事が難しく、行動上著しい困難を有する知的障がいの方、精神障がいの方への支援です

【どんな人が対象になるの？】

知的障がい・精神障がいにより行動上著しい困難を有し、障がい区分3以上の方で、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関係項目等（12項目）の合計点数が10点以上の方。

【どんなことをお願いできるの？】

- ・外出時における移動の援護・危険の回避
- ・排泄及び食事等の介護や援護

* 詳しくは障がい福祉課や相談支援事業所にご相談ください

【窓口】障がい福祉課 ☎048-930-7778

* 行動援護を行っている事業所は限られています。

● 居宅介護って？

地域での日常生活をよりよく過ごせるように使えるサービスです。

ホームヘルパーが自宅を訪問し援助を提供します。

【申請方法は？】

支援区分の認定が必要になり調査が行われます。サービスの支給が決定するまでに少し時間がかかります。支援区分 1（障がい児はそれに相当する心身の状態）以上の方が対象となります。

※手帳あるいは医師の診断書等が必要になります。

【サービスの内容は？】

- ・身体介護 入浴 排泄 食事等の介助
- ・家事援助 調理 洗濯掃除 買い物
- ・その他 生活等の相談や助言
その他生活全般にわたる助言

【窓口】障がい福祉課 ☎048-930-7778

*** 支援区分って？**

1～6段階に障がい者の要支援状態を区分けする事です

*** 身体介護とは？**

着替え、清拭、身体整容（洗顔・歯磨き）体位変換、起床、就寝、移動、服薬など身体に直接触れて行う介護を言います。

4.移動支援

ヘルパーさんと一緒にお出かけ

移動支援って何？

移動支援とは、単独で外出が困難な障がい者（児）に対してヘルパーが付き添うことで、障害者の自立と社会参加を促進します。

【車で移動できるの？】 電車やバス、タクシーなど、公共機関を使ってのお出かけになります。

【どうやったら使えるの？】 障がい福祉課で申請が出来ます。いろいろなケースがあるので相談してみてください。

【どんな人が対象になるの？】 療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているかた、発達障害の診断を受けているかた、および身体障害者手帳をお持ちで視覚障がい・全身性障がいのあるかた。

【窓口】障がい福祉課 ☎048-930-7778

* 移動支援を利用するためには、1年に1回更新が必要になります。

移動支援は障害福祉サービス受給者証とは違います。あらたに申請が必要です。



そのほか移動支援について まだまだ聞きたい...

【うちの子は言葉がありません。お出かけ先はどうやって決めているのですか？】

保護者の方がお子さんの興味のありそうなことを選んで決めて頂いてもいいですね。例えば、図書館や公園、動物園に行く、など。

何に興味があるのかわからない、という場合はヘルパーさんにお任せしてもいいかもしれません。ヘルパーさんはそれぞれ良く行く外出先をいくつか把握してらっしゃる方が多いと思います。

【お出かけするということはお金もかかりますよね？】

外出先までの交通費や入場料はヘルパーの分も負担します。

毎月の利用料は、他のサービスと同じように負担能力に応じた利用者負担額を支払います。

【使ってみたいとは思いますが、不安もあります】

好きなことや苦手なこと、お気に入りの食事メニューやトイレの間隔など、簡単にいいので予めヘルパーに伝えると良いかもしれませんね。



事例紹介 移動支援の利用

ヘルパーさんと電車&バスでお出かけしました。

●移動支援ってどんなふうにご利用すればいいの。ここでは17歳女子Mさんが、ヘルパーさんと外出した様子を伝えたいと思います。

●2015年某日曜日、夏！今回は電車を使って代々木公園のイベントへ行ってきました。待ち合わせ場所から駅まで歩き、切符を買ってGo!

AM9:30 出発



*待ち合わせ場所では、事業所との打ち合わせした持ち物を確認します。手帳、お金、着替えなど。

*ヘルパーさんを利用する前に必要な事

- ・受給者証（市役所にご相談ください）
- ・ヘルパーさんを派遣してくれる事業所との契約
- ・ヘルパーさんと子供との顔合わせ



Mは中学生の頃から月に1回の割合で移動支援を利用しています。大好きなアニメ映画を観に行くことや、ショッピング、水族館、プラネタリウムなどがお気に入りです。

ヘルパーさんとの待ち合わせ場所へ行くと「楽しそうな所へ行ける」と思っているようで、足取りも軽く見えます。(母)



原宿駅から徒歩。とても暑い日でしたが、公園へ行くまで日陰になっていて、歩きやすかったです。AM11:40 イベント会場到着！



お店を見て回った後、レジャーシートを広げて昼食。昼食後、イベント内のコンサート会場でリハーサルを見学。Mさんは音楽が好きなので聴き入っていたそうです。



帰りは渋谷駅からにしたので NHK に寄り、トイレも借りました。NHK からバスで渋谷へ。埼京線から武蔵野線へ乗り換え、朝と同じ待ち合わせ場所へ 16:20 到着！笑顔です。



人に任せるのは不安・・・

そんな時は、お家の方もヘルパーさん、お子さんと一緒に外出されてみてはいかがでしょうか？ お出かけに心強いサポーターだと思えます。

そのほかヘルパー利用に関しては、事業所の方と相談すると色々な使い方が見つかるかもしれません。

5.在宅障害者一時介護委託助成制度

【在宅障害児者一時介護委託助成制度って何ですか？】

身体障がい児・者、知的障がい児・者の家族が何らかの理由で介護が出来ない場合に、家族以外の誰かに代わりをお願いし、かかった介護料の一部を三郷市が助成してくれる市の単独補助事業です。

対象者 療育手帳・身体障害者手帳をお持ちの方

助成金額 4時間未満 2500円
4時間以上 5000円

申請方法 必要書類を3枚記入し障がい福祉課に提出します。

助成金支払いは4月・8月・12月の年3回になります。

【窓口】障がい福祉課 ☎048-930-7778

<三郷市ホームページより一部抜粋>

*介護事業所だけでなく、友人・知人をお願いできるなど、フットワークの良い制度です。

*年度内にひとり5万円まで利用できます。

年度をまたいでの申請は出来ません。書類の提出は締め切りに遅れないようにしてくださいね。



◆ 家族のどうしても外せない用事の時に

実家が地方にあるため、親戚の冠婚葬祭などは泊りがけになってしまいます。子どもには負担が大きいため、小さい頃からお世話になっている事業所さんに泊まりをお願いしています。慣れた方達なので親も安心です。

◆ ショートステイの練習に

ショートステイは、県西部に多く自宅から近いところでは空きがありません。いつかは利用したいと思いますが、その前に近いところで慣れた方をお願いして宿泊の練習をさせてもらっています。

◆ 車でお出かけしたい

移動支援では車で外出は出来ませんが、一時介護委託助成制度を使ってドライブをしています。

◆ 制度外のメニューが可能

泊まりでの旅行や自宅での見守りなど、移動支援や居宅介護では認められないメニューを組むことが出来ます。子どもの余暇の充実や生活の質を上げることに利用しています。



6. 相談支援事業所の紹介

● 障害児相談支援

障がいのあるお子さんが障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなどの福祉サービス）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う（継続障害児支援利用援助）等の支援を行います。
<WAMNET より一部転載>

● 相談支援事業所一覧

【指定一般相談支援事業所】

- ・ 障がい福祉相談支援センターパティオ
☎048-949-2210
- ・ 障害者生活支援センターみさとコスモス
☎048-954-7925

【指定特定相談支援事業所】

- ・ 障がい福祉相談支援センターパティオ
☎048-949-2210
- ・ 障がい福祉相談支援センターみさと中央
☎048-934-5922
- ・ 障害者生活支援センターみさとコスモス
☎048-954-7925
- ・ サポートセンター みどりの風
☎048-959-9492
- ・ さとっこ相談室
☎048-954-8508
- ・ ぐっどはーと
☎048-969-4972
- ・ 輪・和・笑（地域で共に生きるナノ）
☎048-951-1817
- ・ 障がい者相談支援センター そよかぜ
☎048-954-9463



相談支援事業所 はどんなことをし ているの？

障がいのある子ども
の治療へ訓練、
教育を目的とした
社会資源の利用
について相談が
出来ます。

また、利用できる
福祉サービス

（居宅介護や行
動援護、移動支
援、ショートステイ
など）の紹介を受
けることが出来ま
す。

障がいを抱えた子
どもを育てていく上
での悩みや不安
などについて相談
してみましょう。

▶ 巻末の資料ページ
にも一覧を掲載して
います

子育て支援部会のほかに、障がい者地域生活支援協議会には5つの専門部会があります。それぞれの部会の活動を簡単に紹介します。

<専門部会紹介①> 相談支援部会

Q.おもにどんな活動をしていますか？

A.部会の中で困難事例検討会をしたり、地域資源の見学や研修をしています。

Q.参加されているのはどんな方達ですか？

A.左のページの事業所から代表者1名が集まっています。

Q.子育て中の保護者に伝えたいことがありましたらお願いします

A.いろいろな相談場所があります。子育てに関してひとりで悩まず相談してみてください。

相談支援事業所 Q&A

Q.相談支援事業所を利用するには？

A.左のページの三郷市で指定されている相談支援事業所へご連絡ください。空きがある場合はご利用できます。

Q.どんなことをしてくれますか？

A.サービスを利用するにあたってのサービス計画書を作成したり、探しているサービスの情報提供をしたりしています。

Q.困ったことがあったら何でも相談できますか？

A.相談内容については、お答えできることとできないことがあります。

Q.費用はかかりますか？

A.費用は基本的にかかりません。それぞれの事業所にお問合せください。

<専門部会紹介②> 日中活動部会

Q.おもにどんな活動をしていますか？

A. 各施設の現状・課題・情報の共有。地域の現状把握のためのアンケート調査、事例検討会や研修などを行っています。

Q.参加されているのはどんな方達ですか？

A. 日中活動をしている障がい者支援施設の職員です。

Q.子育て中の保護者に伝えたいことがありましたらお願いします

A. 学校を卒業した方々が日中過ごす通所サービスの種類は、生活介護、就労継続支援(A型・B型)、就労移行支援、自立訓練、地域活動支援センターがあります。

各事業所によって特色がありますので、将来に備えていろいろな場所をぜひ見学してみてください。

<専門部会紹介③> 権利擁護部会

Q.おもにどんな活動をしていますか？

A.毎回の会議前半にミニ学習会 ②虐待防止のティッシュ制作やリーフレット配布 ③講演会の実施などです。

Q.参加されているのはどんな方達ですか？

A.当事者、家族、障がいサービスの相談員や職員、高齢者相談の職員などです。

Q.子育て中の保護者に伝えたいことがありましたらお願いします

A.今、子育てを抱え込みやすい仕組みになってしまっています。情報が溢れてどこがゴールなのか分かりにくいと思います。整理や見通しができると目的地への移動方法も選択肢が出てきます。権利擁護部会ではミニ学習会や講演会を企画しています。一緒に学んでいきませんか？ぜひよろしくをお願いします！

<専門部会紹介④> 精神障害部会

Q.おもにどんな活動をしていますか？

A.精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について検討しています。

Q.参加されているのはどんな方達ですか？

A.病院のケースワーカー、市役所職員、居宅介護、訪問看護、相談員などです。

Q.子育て中の保護者に伝えたいことがありましたらお願いします

A.お子さんを包む環境を第一に考え、保護者・学校・デイ事業所・医療機関・相談員と力を合わせて支援していきましょう。

<専門部会紹介⑤> コミュニケーション推進部会

Q.おもにどんな活動をしていますか？

A.ろう者が抱える「ことばの壁」「目に見えない障がい」等により、2次・3次障がいによる生きづらさについて事例検討を通して課題を共有し、理解者を広げていくための活動をしています。

Q.参加されているのはどんな方達ですか？

A.当事者（ろう者）を中心に、手話サークル、就労、相談、地域包括等の支援者、手話通訳者などです。

Q.子育て中の保護者に伝えたいことがありましたらお願いします

A. 電車や街中で、手話で話していると子どもの視線を感じる事があります。「見てはだめ」と子どもの視線を制しますか？そんな時は、「手話で話している」事をお子さんに教えてください。手話は、身振りではなく、文法を持つ、日本語や外国語と同じように「ことば（言語）」です。一人でも多くの方が正しい知識を持つことを願います。

経験談 成長に合わせたサービスの使いかた

今の生活に欠かせないと思っている福祉サービスでも年齢によって変化するかもしれません。ここでは実際に色々なサービスを使って来たお子さんたちのケースをご紹介します。

※放課後等デイサービス

- * 小学校低学年の頃は、一時介護助成制度などを利用して短い外出を試みました。
- * 低学年の頃は喜んで通っていたデイサービス※も、高学年になると休むことも増えてやめてしまいました。放課後はお友達と遊びに行ったり、休日に家で好きなことをしたりと自由時間を楽しんでいます。
- * うちでは高学年の時、移動支援を利用して定期的に週1回程度の外出をしていました。楽しみにして出かけていましたが、思春期に近づくにつれ嫌がるようになったので利用をやめました。
- * 居宅介護で自宅に来てもらい、親が外出しているときに昼食やおやつ作りをヘルパーさんと一緒に行いました。
- * サービスを使うようになって生活の質が充実してきました。
- * 学校の仲間たちと誘い合って、移動支援で月1回のお出かけを楽しんでいます。
- * 息子は成人していますが、事業所が休みの日にヘルパーさんと大好きなカラオケに行っています。歌うことが大好きなので月2回のカラオケは楽しみにしています。
- * 小さいうちは遊び中心のデイサービスに通っていましたが、中学校になり、卒業後の作業のようなことをしてくれるデイサービスに変えました。たくさん見学をしておいてよかったと思います。
- * 中学生になった時点で、毎日通っていたデイサービスを週2日程度に減らしました。デイに行かない日は、自宅でゆっくり過ごしたり、散歩や買い物、外食等、本人の好きなことをして過ごす時間を作りました。卒業して本人が混乱することなく生活できているのは、デイサービス以外に好きなことを見つけられたからだと思っています。